

七尾市の新たな地域クラブ活動 ガイドライン

七尾市教育委員会

令和7年12月策定

【目次】

| | | |
|-----|-------------------------|---|
| 1 | 新たな地域クラブ活動 | 2 |
| (1) | 七尾市の新たな地域クラブ活動の在り方 | 2 |
| 2 | 適切な運営や効率的・効果的な活動推進 | 2 |
| (1) | 運営団体・実施主体 | 2 |
| (2) | 関係者間の連携体制の構築 | 2 |
| (3) | 指導者 | 3 |
| (4) | 活動内容 | 3 |
| (5) | 適切な休養日等の設定 | 4 |
| (6) | 会費の適切な設定と保護者の負担軽減 | 4 |
| (7) | 保険の加入 | 4 |
| (8) | 個人情報の取り扱い | 4 |
| 3 | 学校との連携 | 5 |
| 4 | その他 | 5 |
| 別記 | 市地域スポーツクラブの認定要件及び支援について | 6 |
| 1 | 認定要件 | 6 |
| 2 | 活動への支援 | 6 |

1 新たな地域クラブ活動

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

(1) 七尾市の新たな地域クラブ活動の在り方

七尾市の地域クラブ活動は、少子化が進む中でも将来にわたり、子ども達がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、市教育委員会の考え方を示すものである。

本ガイドラインは、七尾市立中学校の生徒の地域クラブ活動を主な対象とする。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 運営団体・実施主体

ア 市教育委員会（以下「市教委」という。）では、運営団体として、(公社)七尾市スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、市文化協会、保護者会等を位置づける。

イ 実施主体は、地域クラブ活動を実際に行う団体で、地域クラブ活動の運営を担い、活動の参加者に対して指導を行う。

ウ 実施主体は、いずれかの運営団体に加盟し、運営団体と協力して適正なガバナンス(統治、管理)を確保する。また、加盟できる運営団体がない場合は市教委と協議する。

エ 実施主体は、持続可能な運営に向けて複数の役員や指導者が運営に携わることとし、それを記した規約などの作成を行う。

オ 市教委は、地域クラブ活動の持続可能な運営に向けた指導・助言等の支援を行うとともに、関係者の協力を得ながら運営団体・実施主体の整備充実を支援する。

カ 市教委における地域クラブ活動の認定要件は別に示すこととする。

(2) 関係者間の連携体制の構築

ア 市教委は、七尾市部活動あり方検討委員会、(公社)七尾市スポーツ協会、地域のスポーツクラブ代表者会議、市校長会、七尾市PTA連合会等との連絡会で、適宜情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ 実施主体は、年間の活動計画及び毎月の活動計画(活動日時、場所、休養日、大会参加等)を策定し、参加者及びその保護者に公表する。

ウ 実施主体は、活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含め管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

(3) 指導者

ア 指導者の質の保障

- ① 市教委は、生徒にとってふさわしい地域クラブ活動の環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者の把握に努めるとともに、地域クラブ活動への参画を促進する。
- ② 指導者は、生徒を安全・健康面、生徒指導を含めた教育面で支えるため、学校と連携したり、県や市教委が実施する指導者研修会、競技団体が実施する各種研修会に積極的に参加したりする。

イ 適切な指導の実施

- ① 運営団体・実施主体は、地域クラブ活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び安全管理を徹底し、体罰、暴言及びハラスメントを根絶する。
- ② 指導者は、生徒と十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度な練習の防止や合理的かつ効果的な練習の積極的な導入等を行う。
- ③ 指導者は、必要に応じて、学校と連携し、協力を得て、中学生の発達の個人差や女子の成長期における心や体の状態等に関する正しい知識を習得する。

ウ 指導者の量の確保

- ① 市教委は、関係団体の協力を得ながら、地域クラブ活動において指導のできる社会人、退職教員、兼職兼業を希望する教師、部活動指導員及び外部コーチなど様々な関係者から指導者を確保することに努める。

エ 教師等の兼職兼業

- ① 市教委は、国が示す兼職兼業に係る手引き等を参考にしつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、兼職兼業の許可を円滑に得られるよう、規程や運用の改善を行う。
- ② 市教委は、兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を十分に確認、尊重するとともに、勤務校における業務への影響の有無、教師等への配慮等、学校運営に支障がないことを校長の確認等を含め検討し、許可する。
- ③ 運営主体・実施主体は、教師等を指導者とする際には、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意思を踏まえて継続的・安定的に指導者を確保できるように留意する。
- ④ 市教委、校長は、国や県が示す兼職兼業に係る手引き等を参考にしつつ、所属職員に対して丁寧に制度等の説明を行う。

(4) 活動内容

- ア 運営団体・実施主体は、生徒の志向や体力等の状況に適したクラブ活動に親しむ機会を指導体制に応じて段階的に確保する。
- イ 運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、地域で実施されているクラブ活動と一緒に参画できるようにする。
- ウ 市教委は、地域で実施されているクラブ活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

(5) 適切な休養日等の設定

競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。学業との両立ができるバランスの良い生活を送るという観点から、行き過ぎた練習は望ましくない。スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間について、休養日は少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましいとしている。

このことから下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

- ア 休日のみ実施する地域クラブ活動は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- イ 平日も実施する地域クラブ活動は、学校の学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。原則平日1日、休日1日とする。
- ウ 学校の長期休業期間中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- エ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の休日を含む)は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- オ 休養日及び活動時間の設定については、地域や学校の実態(定期試験前後の一定期間の休養日設ける等)を踏まえて設定する。

(6) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ア 地域クラブ活動の費用は、原則、受益者負担とするが、運営団体・実施主体は、生徒や保護者等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- イ 市教委は、地域クラブ活動の運営に関し、地域からの協力や支援を得るための取組を進める。
- ウ 運営団体・実施主体は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(7) 保険の加入

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入することを義務付ける。
- イ 競技の特性及びこれまでの怪我や事故の発生状況等を踏まえて適切な補償内容・保険料を選定する。

(8) 個人情報の取り扱い

運営団体・実施主体は、個人情報の保護に関する法律を遵守するほか、活動によって知り得た情報等を漏洩せず適正に取り扱う。

3 学校との連携

(1) 市地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍すること等、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持つものである。

また、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新たな価値を創出されるよう学校、家庭、地域の相互の連携・協働で教育的機能を一層高める。

(2) 市教委は、地域クラブ活動が本ガイドラインに沿って適切に行われるよう、その取組状況等を適宜把握し、必要な助言・指導を行う。

(3) 市教委は、地域クラブ活動について生徒や保護者及び市民に対して広報等を通じて周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

4 その他

本ガイドラインは、国や県の方針、ガイドライン等の見直しや七尾市地域クラブ活動の状況の推移に応じ、適宜必要な見直しを行うものとする。

七尾市認定地域クラブ活動について

1 認定要件

次のいずれにも該当する団体

- (1) 七尾市の新たな地域クラブ活動ガイドラインを遵守した活動である
- (2) 主に七尾市内の中学生が参加し、かつ中学生の参加者の過半数が市内の学校に在籍すること
 - (注) 中学生以外の世代や七尾市外の中学生と一緒にを行う活動も認める
- (3) 活動拠点は七尾市内である
- (4) 地域クラブ活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費等を設定し、年間収支予算を編成している
- (5) 営利目的を主とした運営ではない
- (6) いずれかの運営主体（七尾市スポーツ協会、競技団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、市文化協会、保護者会等）に加盟している
 - (注) 加盟できる運営団体がない場合は、教育委員会と協議を行う
- (7) 以下の要件を満たす規約または会則等を作成しており、適切な内容である
 - ア 目的が記載されていること
 - イ 入退会について記載されていること
 - ウ 会費について記載されていること
 - エ 以下に準ずる役員を置くことが記載されていること
 - ① 正副代表 ② 指導者 ③ 会計 ④ 監事
 - オ 総会について記載されていること
- (8) 中学生の在籍校と必要に応じた情報共有を行う
- (9) 子どもの立場に立った、人権を尊重した活動を行う
- (10) 公認スポーツ指導者資格を有する者又は教育委員会が主催する指導者研修会を受講した保護者、指導者が運営に加わる
- (11) 学校管理下の怪我等に適用される災害共済給付と同等の補償となるスポーツ安全保険等に加入すること

2 活動への支援

(1) 広報活動の支援

活動紹介や募集案内等を市ホームページや広報等に掲載

(2) 活動に関する支援

中学校体育施設の優先利用、運営資金の助成など